

平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成27年11月24日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時58分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長

高 田 喜一郎

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

佐 藤 新 一

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

塩野目 庸 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 5号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 6号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 7号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 8号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 9号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第10号 那須烏山市災害見舞金等支給条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第11号 須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第15 議案第13号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について（市長提出）
- 日程 第16 議案第14号 平成27年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行につ

いて（市長提出）

日程 第17 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会初日でございます。本日、傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。5番望月千登勢議員から遅刻の通知がございました。定足数に達しておりますので、平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の定例会に当たり、去る11月17日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

光陰矢の如しでございます。ことしはや師走を迎えようとしております。議員各位におかれましては、何かと気ぜわしく、御多用のところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会は14議案を上程をさせていただきます。執行部一同、誠心誠意努めてまいりますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、先日の下野新聞に、共同通信社が実施いたしました環太平洋連携協定（TPP）に関する全国首長アンケートの結果が公表されました。記事によりますと、反対が36.9%と、賛成の23.0%を大きく上回り、本県におきましても反対が37.5%、賛成の25.0%を上回る結果となっております。

私も、安い輸入品の流入で国内農家の経営が立ち行かなくなることが考えられ、また、食料自給率の低下が懸念される。このようなことから、やや反対の立場をとらせていただきました。今後は、政府与党がまとめる農業対策を注視するとともに、市といたしましても、でき得る対

策を検討してまいりたいと考えております。

行政報告を主なものについてさせていただきます。10月1日には、市制10周年を記念し、市制10周年記念式典並びに平成27年度那須烏山市表彰式を烏山公民館におきまして開催いたしました。会場には、議員各位を初め多くの来賓、市民などの約300人に御出席をいただき、式典では山あげ保存会芸能部会による祝い舞踊「乗合舟」が披露されました。今後とも住みやすい環境づくり、そして明るく活気のあるまちづくりに邁進する所存であります。

10月15日には、厚生労働省が主催する実践型地域雇用創造事業のシンポジウムが都内で開催されました。私もパネリストの1人として参加をしてまいりました。この事業は、雇用機会などが不足する自治体を対象に、その地域の特性を生かした雇用創造活動を支援するものであります。烏山和紙灯り製作キット、地酒銘酒の酒粕でつくったチーズケーキといった新商品開発について解説をし、継続して磨き抜くことの重要性を強調してまいりました。

11月10日には、豊島区と防災協定を締結している14の自治体が一堂に会して開催されました防災サミットin豊島に参加をし、各自治体の首長と有意義な意見交換をしてまいりました。今後は、各自治体間のさらなる強化に努めてまいる所存であります。

本年度は、那須烏山市誕生10周年であると同時に、地方創生元年と位置づけまして、地方人口ビジョン、地方版の総合戦略の策定に向けて、全庁挙げて取り組んでいるところであり、先ごろ実施いたしました市民アンケートの結果を集計をしているところであります。結果及び総合戦略の策定につきましては、まとまり次第、議員各位に意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

地方創生先行型の事業も順調に実施をしているところでございます。今後も危機感を持ちながら、スピード感を持って魅力あるまちづくりのために努力をする所存であります。

さて、今次定例会におきましては、提案申し上げます案件は、補正予算案4件、条例案7件、議決案3件の計14件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

3番 滝口貴史議員

4番 矢板清枝議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月1日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 議案第5号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 議案第5号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、社会保障、税、災害対策の分野等において、市が独自に行う事務につきまして、個人番号を含む個人情報を利用できる事務を定めること。また、これらの情報を庁内で連携して利用できること等とするために、新たに条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、命により、本条例案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法と本条例案の関係について御説明申し上げます。

既に御承知のとおり、本年10月から国民一人ひとりに12桁の個人番号が付番、通知され、来年1月1日から本格的に行政機関の事務において利用が開始されることとなっているところです。

これを受け、現在、各個人宛てに個人番号通知カードが送付されている状況でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、本日の説明では以下、番号利用法と省略しますが、個人番号の利用については、個人情報保護の観点から、番号利用法において厳格な保護措置が定められております。この個人番号利用をすることができる事務については、番号利用法に定める社会保障、税、災害対策の分野においてのみ利用することができるとされています。

具体的に申しますと、地方税法に基づく賦課徴収、国民健康保険、介護保険に関する事務などに利用することとなっております。このマイナンバー法に定める個人番号を利用できる事務以外に、市町村独自で行う事務において個人番号を利用して事務を行うためには、その個人番号を利用する事務を条例に定める必要があるため、今回、条例の制定をしようとするものであります。

それでは、本条例の主な内容につきまして御説明を申し上げます。1ページをお開きください。第1条につきましては条例の趣旨でございます。個人番号の利用と個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報と言いますが、この特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとしているところでございます。

個人番号の利用とは、同一機関内の他の事務に特定個人情報を提供することを言います。市長部局で管理している税の情報などを、同じ市長部局の事務を行っている生活保護に関する事務などにおいて利用することが想定されます。

また、特定個人情報の提供とは、同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供することを言います。市長部局から市の教育委員会で行う事務に特定個人情報を提供することを言います。

第2条につきましては、本条例で使用する用語の定義について、番号利用法で定める用語によるものとするを定めているものでございます。

第3条につきましては、個人番号の利用や特定個人情報の提供に当たっての市の責務を定めているものでございます。

第4条につきましては、個人番号の利用範囲について定めるものでございます。本市において、国や県以外の事務で市独自に個人番号を利用する事務、こちらを市単独利用事務と呼ばせていただきますが、条例案3ページにございます別紙、別表第1に個人番号を利用する事務を定めているところでございます。

具体的に申し上げますと、市が独自に医療費の助成を行っている事務。ひとり親家庭の親子に対する医療費の助成に関する事務などにおいて、その助成の要件であります税情報の所得情報等について個人番号を利用することにより、システムを通じて迅速に確認することができるようになります。こちらが個人番号を利用する事務としての根拠規定となるところでございます。

続いて4ページ目をお開きください。別表第2において、先ほど申し上げた別表第1に定める事務に対し、どの特定個人情報を利用するかを定めたものであります。

次ページをお開きください。第5条については、特定個人情報の提供について定めるものでございます。こちらは別表第3に定める教育委員会が行う市立の小中学校に経済的理由により就学が困難とされる児童生徒の保護者に対し、就学援助を行っている事務において、市長部局から、就学援助に必要な市民税の課税の状況などの情報の提供を受けることができるように定めるものです。

第6条につきましては、本条例の施行に関し必要な事項について市長が別に定めることとした委任規定でございます。これは元に戻って2ページになりますね。

最後に附則についてでございますが、来年の平成28年1月1日から施行するものとするものでございます。

以上、本条例についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 那須烏山市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ということでございまして、いわゆるマイナンバー制度ですね、これが実施されることに伴って、本庁舎内での市独自、単独利用事務としていましたかね、これを実施するための条例を制定するというところでございます。

基本的に、マイナンバー制度の、今、番号の通知を郵便局等を通じてお渡しされていると思うんですが、それはおおむね今、進捗状況はどんな状況で、なおかついつごろまでに終了する見込みなのか。ひとつお尋ねいたします。

さらに、この今回提案の条例制定は1月1日から施行ということでございまして、恐らくマイナンバーカードの今度いただく通知が申請書になるわけですね。それで、マイナンバーカードを来年の1月1日からつくるわけですが、そのマイナンバーカードをつくることを前提に、庁舎間内での各課管内での必要な個人情報の提供の連絡をとるということで、今回の条例制定になったのかなというふうに思われるんですが、その際、一番やっぱり懸念されますのは、機械そのものは前の一般質問等でも、私、質問しましたが、このベースになるものと、それを利用するものとのサイバーが分離しているということで、個人情報が広く一般に流布されることのないような仕組みで本市は進めているというふうに説明を受けたと思うんですが、しかし、その問題は、働いている方は人間でございますので、自分の担当部署に必要な情報を得たときに、それを厳密に漏洩が起きないようないろいろな手立ては工夫されていると思うんですが、それにしても人間でございますので、例えば机の上にそういうような個人情報を列記したものの文書を置いてそこを離れた場合に、違う職員が見て、ああ、この人はこうなのかとわかるようなことになっては困りますので、そのような職員の情報が紛失したり、漏れたりしないような対策については万全を期していただきたいなと思うんですが、その辺の庁舎内での研修と言ったらいいのか、勉強と言ったらいいのかわかりませんが、そのような対策をどのように進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） ただいま平塚議員から御質問のありましたマイナンバー通知カードですね。現在、郵便局におきまして、配達途中でありますけれども、こちらの通知カードの進捗状況についてまずお答えしたいと思います。

こちらは、今月11月12日に烏山郵便局のほうに持ち込みがされまして、早いところでは翌日から配送が始まっていると思います。現在もまだ第1回目の配送が終了しておりませんので、まだ届いていないお宅もあるかと思っておりますけれども、予定としましては2週間以内には一応1回目の配達は全部終わるという予定になっておりますので、その後、不在通知が入っているところにつきましては、不在通知の保管期間を過ぎたものについては順次市のほうに戻ってくる予定になっております。なので、今、大体今月中ぐらいには一通り1回目の配達は終わるのではないかなと考えております。

それから、次の特定個人情報を今度市の職員が扱うことになるんですが、そちらの職員のそういう心掛けについて、どういった対策をとっているかということなんですが、予定としまして12月4日に県の職員を講師として招きまして、この特定個人情報の取り扱いのガイドラインについて研修を行うことになっております。一応全職員を対象にしておりますが、執務中

ですので、実際には全職員は無理ですので各課の代表の方には必ず来ていただいて、それらを各課に持ち帰っていただいて、職員のほうには十分周知していただけるようにする予定です。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そういう点でセキュリティについては、くれぐれも万全を期してお願いたいと思います。

1回目のマイナンバー通知カードについては2週間程度で1回目の配布が終わるということですが、郵便局が昼間の仕事のほかに個人個人のお宅を訪ねてマイナンバーの通知カードを渡し、そしてその預かったということを確認の印鑑をもらって1軒1軒進めるわけですが、例えば私のところもそうなんですが、不在のところに来て、結局いない場合には受け取りの印鑑がもらえないわけですから、当然もう一度郵便に帰りますよね。それをこの人たちは届けられなかったということでもう1回役場に帰ってくると思うんですが、それについてはもう一度それを整理した上で、また郵便局に頼んでまた配布をするのか。それとも、役場が直接個人のお宅を訪ねて配布するのか。その辺についてはどんな状況でしょうか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 郵便局での保管期間が過ぎたものについては、順次市役所のほうに戻るということになっておりますが、それらにつきましては、市役所のほうで全て戻ってきたものについて、誰の分が戻ってきたかというのは全部記録しまして、今度、その方に対しては、もう一度郵便で、今度はその通知カードを送るのではなくて、戻ってきてしまったので市役所のほうに取りにきていただけるかどうかという通知を差し上げます。そういった方法で連絡がとれた方については、市役所のほうに取りにきていただいて交付をするということを考えております。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） このマイナンバーにつきましては、ただいま平塚議員のほうからも質問がありましたが、これは個人情報の漏洩が最も住民としては心配していることではないかと思っているんです。それで、職員または事務を委託された企業が、この個人情報を目的外に使用した場合、またはほかに漏洩した場合、その場合の罰則規定、これはこの条例の中にはないんですが、その罰則規定というのはどこに定めていて、どれによるものか。それについて1点だけお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この罰則規定につきましては、大もとのマイナンバー法、そちら

のほうの法律第67条から第75条までに罰則規定が記載されております。これらについては、やはりこの個人情報、また今までよりも罰則を強化しての内容になっております。例えば個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したりとか、そのような場合であれば、4年以下の懲役または200万円以下の罰金というような状況になっております。

そのようなことで、マイナンバー法のほうで、その罰則規定が先ほど申しました第67条から第75条の間に細かく併記されております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第5号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第4 議案第6号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第6号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案6号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、スクールバス及び幼稚園通園バスの運転業務に携わる嘱託職員の賃金について、児童生徒及び幼児の登校、通園時の安全確保に努める勤務実態等の特殊性を鑑み、同嘱託職員運転手の賃金を新たに定めるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての詳細説明を行います。

これまで今年度ですね、新たに嘱託職員として雇用しましたスクールバス及び幼稚園、通園バスの運転手、運転業務に携わる嘱託職員の賃金につきましては、これまで職種が時間給での規定にありませんでしたので、一般事務補助員の単価を800円、これを引用しておりました。

しかしながら、市長が今、説明しましたように、業務が児童生徒及び幼児の安全確保に努めなければいけない勤務の特殊性に鑑み、また、他の嘱託職員との賃金の均衡を考慮して、今回、1ページの別表、保育補助員と教育相談補助員の間スクールバス等運転手という職種を明記しまして、単価1,100円に設定するものでございます。

これらについて、経過等を説明させていただきます。平成27年度以降、労働者派遣法改正の経緯を勘案して、運転手の雇用を、先ほど説明しましたように、3カ月の短期雇用から順次その法の改正がおくれてきたということで延長を行ってまいりましたが、本年9月に成立した改正労働者派遣法により、シルバー派遣事業の期間制限、いわゆる3年間の期間制限は撤廃になりましたが、離職後1年以内の運転手は再度同じ場所へ派遣できないこととなり、現在、市で直接雇用している運転手をシルバー派遣に切りかえたとしても、1年間は市のバス運転業務につくことはできなくなりました。現在の運転手を直接雇用からシルバー雇用に切りかえることは1年間職を失うこととなりますので、継続しての運転手の雇用が必要となったため、先ほど説明した改正を行うものであります。

このようなことで、改正の労働者派遣法、これらについて内容等の廃案になったりとか、また、おくれていてスクールバスの運転手等においてはそのようなことで、当面の間、緊急避難的な措置での対応はさせていただいたんですが、今回、御承認いただいて平成28年1月1日からこのような単価で雇用していきたい。そのような提案でございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） このスクールバス等の運転手、今現在、対象者というのは何名ぐらいおられるんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 実際にスクールバス運転については現在6台かと思うんですが、ただ、スクールバス、職員が毎回全部出られればいいんですが、2人体制、3人体制をとっておりますので、もうちょっと人数的には十数名。ちょっと詳しい数字については後で御報告申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 運転手、私も今、小学校のPTA会長をやっていますので、大変な業務だということはわかります。それで、この法律が改正されて、いろいろとあるんですが、スクールバスの運転手に、私はひとつこの場所で苦言というか言いたいんですが、学校内とは言いませんが、学校の外へ出てかもしませんが、たばこを吸っている運転手が非常に多いんですね。私が実際に見ている話もありますので、勤務中というんですかね、学校の一步外へ出て、やはりスクールバスの運転手という立場から、生徒にはたばこというものを吸っているのを見られてはいけないと思うんですが、それに対していかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 基本的に、学校構内につきましては全面禁煙ということになっております。ということで、恐らくスクールバスの運転手、校外ではあったのかなという気はいたしますが、ただ、確かに児童生徒が見える場所での喫煙ということは大変まずいことだということで、私のほうからもそちらのほうは学校のほうを指導して、見える場所での喫煙はしないようにということで、各学校には指示していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） これは子供たちにとっても先生方、スクールバスの運転手さんであっても、子供たちには先生ですから、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正ということでございまして、今回、今まで一般事務補助員扱いであったスクールバス等運転手を、労働者派遣法の9月成立に伴って新たにここに入れたということでございまして、スクールバスは民間委託で進めているのが一般的かなというふうに思うんですが、これは6台と言ったのは、市直営のスクールバスという理解でよろしいんですかね。その運転手が十数名いて、そしてローテーションで運転手に賃金を払っているということでもよろしいんですかね。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） はい。市所有のスクールバスの運転ということで、元シルバ

一の方がしております。また、一般の運送業者が運転業務だけということで委託している方もいらっしゃると思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回、引き上げたことについては、私、これでも安過ぎるのかなというような感じは持っているんですよ。と言いますのは、一般事務というのは大体8時間勤務ですね。ですから、安くてもいいんじゃないかと。これが例えば標準だとすれば、スクールバスの運転手というのは、これは多分1日の運転がシルバー人材センターの場合は多分4時間ぐらいではないかと思うんですね。ですから、1日働いても今までは4,000円にならないと。このような状況だったと思っております。

そこで、1点お伺いしたいんですが、このスクールバスの運転手の勤務体系、1日当たりの勤務時間というのは何時間になるのか、これ1点お聞きします。

それともう1点申し上げますが、スクールバスの運転者というのはいずれも高齢ですね。その高齢の運転手が大勢の大切な小中学生を乗せているわけでありまして、もうだんだん高齢になるに従いまして運転もおぼつかないというような状況になってきます。

実は、私、元シルバー人材センターの理事を務めていたころ、これは危ないというような事故が起きたものですから、全運転手に対して適性検査を受けさせました。ところが、不適切と認められたのがあの当時2人いたんですよ。その方にはやめてもらったわけです。そのような経験を持っています。

ですから、この辺のところは学校教育課長、十分配慮をされた上で、この運転手の採用に当たっていただきたい。これは2点目は要望です。お願いします。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） スクールバスの運転時間というか勤務体系について申し上げます。

スクールバスの勤務体系につきましては、登下校ということでございますが、時間は5時間でございます。勤務時間にはもちろんスクールバスの運転時間、それと給油の時間、あとは清掃及び点検時間を含めて1日5時間ということで登下校の時間でございます。

それともう一つ、高齢な方が多いというようなことで、今まではシルバー人材センターのほうをお願いをいたしまして適正検査をやっていただいて、その結果ということで市のほうも採用していたわけなんですけど、今回、市のほうの職員ということになりましたので、市のほうでもちょっと適正検査の実施については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第7号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例等の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第7号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団における重要事項を調査、審議させる市長の附属機関として設置をしている消防委員会の構成メンバーの見直しを図ったことに伴い、「議会の議員」を南那須地区広域行政事務組合消防本部の「消防長」に改正する等消防委員会の組織について、所要の改正を行う

ものでございます。

また、今回の消防委員会の組織見直しに伴いまして、市長が諮問をするその他の附属機関についても、あわせて組織の見直しを図るために所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例等の一部改正について、議案第7号についての補足説明を行います。

まず、今回の改正は、平成25年10月11日付那須烏山議第52号において、那須烏山市議会議長から審議会などへの議員参画の見直しについてという通知を受けました。この内容は、地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と、住民の直接的な市政参画を拡充するためにも、議員の審議会等への参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきであるという内容のものであります。

今回、この改正につきましては、那須烏山市消防委員会設置及び運営条例、また那須烏山市消防賞じゅつ金等審査委員会設置及び運営条例、3つ目が那須烏山市住居表示審議会設置及び運営条例、4つ目が那須烏山市環境審議会設置及び運営条例、それぞれ同じように議員が組織の中に入る内容がありますので、こちらを削除させて、また、一部変更させていただくような内容でございます。

それでは、1ページをごらんください。まず、那須烏山市消防委員会設置及び運営条例は、市長の附属機関として消防団に関する重要事項を調査、審査させ、市における消防行政の発展及び円滑な運営を図るための消防委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めたものであります。この中の第4条、1ページの、現行では最初第1項で、議会の議員、消防関係者及び学識経験者ということとなっておりますが、次に掲げる者という事で、1号、2号、3号にまとめましてわかりやすく明記させていただいております。

第2号の議会の議員の中から任命する委員の定数は3人とし、議会から推薦されたものとするというものを削除しまして、やはりこの消防委員会の諮問機関であるその特殊性がありますので、専門的な見地から南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長を加えるものでございます。消防関係者については6人以内ということで、現行では詳細に入れてありますが、消防関係者6人以内ということで簡潔に記載をさせていただきます。

また、学識経験者については、これまで2名でしたが、4名ということで合計11名以内、現行の定数と同じ定数にとどめております。

また、以降、第4項、第5項、第6項につきましては、それぞれ先ほど1号、2号、3号に組織をまとめましたので、2項、3項ということで繰り上げをさせていただきます。

続いて、1ページ、消防賞じゅつ金等審査委員会設置及び運営条例の一部改正でございます。この消防賞じゅつ金等審査委員会設置及び運営条例、内容でございますが、消防団員が消火活動等において亡くなった、また重度の障害を負ってしまった。そのようなとき、国のほうから消防賞じゅつ金ということで支給がされます。それらについて、市のほうで審査する機関を設ける条例になっております。この中に、第2項の第4号ですね、市議会の議員及び学識経験者3人ということになっておりますが、これについては「市の議会の議員及び」までを削除させていただきまして、学識経験者のみ3人、そのようなふうに改正をさせていただきます。

続いて、2ページをお開きください。那須烏山市住居表示審議会設置及び運営条例の一部改正でございますが、この那須烏山市住居表示審議会につきましては、住居表示の変更とかそれらの項目があった場合において、その事項について調査をしていただく審査機関になります。これらについても、第4条の第1号、審議会の議員というところをまた、学識経験を有する者。1、2を追加の議員を削除するのと一緒に、上の1項の中に学識経験を有する者というものを記載させていただいて、1号、2号は削除をさせていただいております。そのような内容になっております。

また、第4条で、那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の一部改正でございますが、那須烏山市環境審議会については、環境行政に伴ういろいろな計画とか、それらについて審議をする機関でございますが、これらについても第4条の1号市議会の議員を削除させていただきまして、それぞれ2号以下を繰り上げさせていただいて、(5)として、新たに公募により選考した者、これらの審議会の議論の透明性を高めたいということで、公募により選考した者という項目を加えさせていただきます。

以上、第1条から第4条までの改正内容の説明でございます。よろしく御審議のほうお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私、この条例に反対するものではありません。これでいいと思っております。それで、参考のために1点お伺いしたいんですが、なかなかあまりなじみの少ない委員会がありまして、全部で今回は4つの委員会、審議会について条例改正になるわけなんです。それぞれこれは年何回ぐらい開催される会議なのか。重要なのか、それとも一、二年に1回ぐらいなのか、その辺のところを参考にお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、消防委員会委員につきましては、条例の中に年1回開催するということが決められておまして、先ほど説明しましたように、消防団に関する重要事項、例えば定数の変更だったり、新たな装備の計画、それらについて御意見をいただくということで、今までは皆様にも大変お世話になっていたわけです。ですので、これらについては、年1回開催して、やはり消防関係に携わっている方、専門的な見地から御意見をいただくということで年1回開催をしております。

続いて、賞じゅつ金等審査委員会ということでございますが、これにつきましては、先ほども説明しましたように、消防団員が災害に際して生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を省みることなく、その職務を遂行して、そのため死亡し、また多大な後遺障害等が発生したとか、そのような場合において、先ほど言いましたように国の賞じゅつ金の該当になるかを審査するものでございまして、そのような事例が発生した場合、随時開催するものでございます。ですが、私も消防事務担当、かれこれ20年近くやっておりますが、これまではこのような不幸にして亡くなったりとか、そういう方はおりませんので、開催はされておられません。

なお、殉職者、特別賞じゅつ金ですと、金額的には3,000万円というお金が授与されることになっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、続きまして住居表示審議会についてお答えいたします。

住居表示審議会につきましては、住居表示の実施について必要な事項を調査、審議させるために、必要なときに市長が任命するということになっておまして、実際、今のところ、住居表示を行っているのは旧烏山町内の中央、金井、南、初音、旭、城東の地区になっておりますが、これらの住居表示を行ったのが昭和41年の1月1日に最初実施しておまして、その後、昭和50年11月1日、それから昭和53年11月1日にそれぞれ変更をかけております。その後、住居表示については変更を行っておりませんので、昭和53年に開催されました住居表示審議会が最後の開催になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 薄井環境課長。

○環境課長（薄井時夫） ただいまの環境審議会の関係でございますが、環境審議会も環境基本計画の策定変更、それから環境保全における基本的な事項等の審議という内容になっておまして、そういう案件が出た場合に開催するということになっておまして、ちなみに平成27年度は一般廃棄物の計画の見直し時期になっておまして、本年度は既に1回開催していま

して、本年度一応3回開催する予定で今、考えております。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の各種審議会等への市議会議員の参画は見直しを議会のほうが要望して、そのような改正が提案されているものと思われまますけれども、これによって、条例に基づく市議会議員の各種審議会等への参加はなくなったということで、おおむね市が進めている各種審議会、委員会の議会議員の参画はなくなるということの理解でよろしいかどうか。確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今、御質問のとおりでございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第7号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

これで暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程に入る前に、前回の滝口議員の質問に対して、学校教育課長より答弁漏れを答弁させます。

岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 先ほどの滝口議員の質問についてお答え申し上げます。

市の所有のバスが現在8台ございまして、運転手、スクールバスの臨時職員として雇っている職員が11名おります。そのうち、現在、バスを運転している運転手が先ほど6名と言いましたが、ちょっと1学期で1台業者委託ということになりましたので、現在5人。そして、先ほど申し上げましたけれども、運転業務を委託しているというのが3名でございます。

以上でございます。

◎日程第6 議案第8号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第8号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に交付をされ、平成28年1月1日及び同年4月1日に施行されること及び固定資産税の全期前納報奨金の廃止に伴い、那須烏山市税条例等の一部改正が必要となったために提案をするものでございます。

主な改正点は、徴収猶予制度を新たに市税条例で規定するもの。減免申請の申請期限を納期限前7日までから、納期限までとするもの。平成28年度課税分から固定資産税の全期前納報奨金を廃止するもの及び市たばこ税の紙巻たばこ3級品にかかる特定税率を廃止するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により、議案第8号の税条例等の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の主な改正点につきましては、先ほど紹介がありましたように4点ありまして、1点目は徴収等の猶予制度について、申請に基づく換価の猶予制度の創設などに伴いまして条例で定めるものでございます。

2点目は、市税の減免の申請期限について、納期限の7日前までを納期限の日までとする改正です。

3点目は、固定資産税の全期前納における報奨金制度を廃止する改正でございます。

4点目は、たばこ税について、3級品であるわかば、エコー、しんせい等の6銘柄のたばこ税の特例税率を廃止する改正です。

それでは、詳細につきまして新旧対照表によりまして説明いたしますので、対照表の1ページをお開きください。1ページの第8条から4ページの第13条までにつきましては、徴収等の猶予について定めるものでございます。

まず、1ページの第8条は、徴収猶予の要件または徴収猶予に係る分割納付等の方法を定めたものですが、第1項において、災害等を受けたり、また、盗難があったりしたときなどは、徴収猶予の要件等を定め、そして、猶予した金額を期間内に毎月分割して納税することを規定しております。

第2項では、徴収猶予等をした場合に、納付等の期限や金額を定めるとしたものでございます。

第3項では、徴収猶予を受けた者が納付できないときは、その猶予期間内において納付等の期限や金額を変更することができることと定めております。

そして、第4項、第5項において、徴収猶予等を決定した場合には、その猶予等を受けた納税者にその内容を通知することと定めております。

次に、2ページの第9条につきましては、徴収猶予の申請手続等について規定するものでございますが、第1項は、災害、盗難、事業等の損失があった場合において、徴収の猶予を申請する場合の申請書の記載事項を、また第1項の6号においては、猶予金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合においては、担保に関する書類等を提出させることとしており、第2項においてその添付書類等について定めております。

また、第3項と第4項については、修正申告などにより法定納付期限から1年以上経過した後、税額が確定した場合において、徴収猶予の申請をする場合における申請書の記載事項等を定めております。

次の第5項では、猶予期間の延長を申請する場合の申請書の記載等を定めております。

3ページの第6号では、災害等による徴収猶予の場合において、添付書類の提出が困難であると認められるときは提出を要しないことと定めております。

そして、第7項では、徴収猶予等の申請書等の訂正については、申請者は20日以内に訂正することを定めております。

次に、第11条については、職権による換価の猶予の手続について規定するものでございます。第1項では、換価の猶予、また猶予の延長を行う場合において、その猶予期間内に分割して納税させることとし、第2項で分割納付等の方法について定めております。

また、第3項においては、職権により換価の猶予等を行う場合の提出書類について定めております。

次に、第12条については、申請による換価の猶予の申請手続等について規定するものですが、第1項において、換価の猶予の申請期間については、納期限から6カ月以内とし、第2項で分割納付等の方法を定めております。

次の第3項、第4項においては、換価の猶予申請書の記載事項及び添付書類について、また、4ページの第5項、第6項においては、換価の猶予の延長を申請する場合の申請書の記載事項等について定めております。

そして、第7項において、換価の猶予等に係る申請書の訂正については、徴収猶予と同様、20日以内に訂正することと定めております。

次に、第13条では、徴収猶予、また職権及び申請による換価の猶予を行う場合において、担保を徴する必要がある場合について規定するものですが、猶予金額が100万円以下、または猶予期間が3カ月以内である場合には、担保を徴しないと定めております。

以上が徴収の猶予、換価の猶予等に関する規定でございます。

次の第18条については、第8条において地方税法を「法」ということとしたことにより整備したものです。

次の第33条第2項は、国外転出時における株式等の譲渡所得課税の特例が創設されたことに伴いまして、個人住民税所得割の課税標準額の計算においては、この株式等の譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものと定めるものでございます。

次の第36条の3の3第4項は、地方税法の改正にあわせて、項ずれを整備するものでございます。

次に、減免の申請期限についてですが、5ページの第51条の市民税の減免、第71条の固定資産税の減免、第89条の軽自動車税の減免、また6ページの第90条の身体障害者に対する軽自動車税の減免、そして第139条の3の特例、特別土地保有税の減免による申請期限に

ついて、納期限の7日前までを納期限の日までと改正するものでございます。

それでは、5ページに戻っていただきまして、第70条につきましては、固定資産税の全期前納報奨金を廃止するため、報奨金の交付を定めている第2項を削除、改正するものでございます。

次に、7ページの附則ですが、第4条については、法人税法の改正にあわせて条ずれの整備をするものでございます。

次の第10条の2についても、地方税法の改正にあわせて項ずれの整備をするものでございます。

そして、8ページの第16条の2については、3級品の紙巻たばこのたばこ税の特例税率が廃止されたことに伴いまして、この規定を削除、改正するものでございます。

次に、9ページの税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第2条についてですが、第23条は、やはり地方税法の改正にあわせて法人、市民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様の形式にするものでございます。

次に、一部改正の第3条についてですが、まず、第2条については、税の納付書及び納入書に番号法による番号を記載することとしていましたが、記載を要しないことと改正されたことにより、再度改正するものでございます。

次の第36条の2から10ページの第63条の2、第89条、また11ページの第139条の3、そして第149条については、各書類等について記載する法人番号について、番号法による番号と規定するものでございます。

次に、附則の第1条ですが、この条例の施行日は第1項及び第2項の定める以外は、平成28年4月1日からとなります。

次の第2条は、徴収猶予及び換価の猶予に関する経過措置、また12ページの第3条は市民税、第4条は固定資産税に関する経過措置でございます。そして、第5条の第1項から16ページの第14項までについては、3級品たばこのたばこ税の特例税率が廃止されたことに伴う経過措置でございます。実施時期等につきましては、激変緩和の観点から、平成28年4月1日から4年間で段階的に引き上げることとしています。

税率については、12ページの第5条第2項のとおり、1,000本当たり平成28年度は430円の引き上げとなり2,925円となり、平成29年度は430円の引き上げにより3,355円となり、また平成30年度は645円の引き上げにより4,000円となります。そして、本則課税となる平成31年度は1,262円の引き上げにより5,260円となります。

また、たばこの販売業者が平成28年4月1日に所持する3級品たばこについては、4段階の税率引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。いわゆる手持ち品課税について申告納

付等について定めております。

最後に、17ページの第6条は、企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正ですが、前納報奨金の廃止に伴いまして、企業誘致等における奨励金の交付額について、備考1において前納報奨金に相当する額を控除して交付すると定めていますので、この備考1を削除するものでございます。

以上で議案第8号の税条例等の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほう、お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 税条例はなかなか難しい制度ですね。同僚議員からの質問があまりないようなんですが、まず大きく分けて2点をお伺いしたいと思います。今回の改正の中の税の徴収猶予についてであります。この猶予制度につきましては、もう事前に私がこの春、買いました自治六法の中の地方税法の中にも載っておりますね。それがなぜ今、この時期に税条例のこれを改正することになったのか。これについて1点お伺いします。

次に、この猶予期間中の延滞金はないと解しているのかどうかですね。それと、これまでに徴収猶予の申し出があった、こういうような例があるんでしょうか。税務課長に対して3点お伺いします。

次に、前納報奨金の廃止に関しまして4点ほど質問をいたします。まず1点目、納税者が固定資産税を4月に一括納入するとすれば、市の財源の早期確保につながりますから財政が安定するはずであります。それとも、本市は財源が豊富でその必要がないと考えているのでしょうか。これがまず1点です。

次に、監査委員からの決算意見の中で、税を含む公金全体の徴収率が一向に上がらないということから、例年厳しい意見が付されていることは執行部の皆さんも御承知のことと思います。そこで、この前納報奨金を廃止するに当たって、実効性ある徴収方法というのは整ったのでしょうか。これが2点目です。

3点目、税金を1期目に一括徴収すれば、徴収台帳の消し込みと事務も1回で済みますから、税事務の効率化につながるはずであります。これは私も元税務課に席を置きまして、こういった消し込み事務も担当しましたから、このことについてよくわかっているわけなんです。このことも私は考えなければならないのではないかと。

それともう1点ですね、税の前納報奨金交付制度、これはここにもあります地方税法の第365の2、固定資産税の納期限納付の中できっちりと認められているわけですね。そういう

制度なんです。この報奨金の廃止は、私は善良な納税者の心情を逆なでするようなものではないかと思っております。これでは納税意欲もそぐのではないかと思っておりますが、この辺のことについてどのような考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、中山議員から7点ほど御質問がありましたが、その中に大変厳しい御質問もありましたが、順次説明させていただきます。

まず、1点目の猶予制度ができた理由ということなんです、今までもあったのではないかなということなんです、今までは条例に定められていないで国税に準じて滞納者から納税誓約書や納税計画書を提出いただきまして、分納により納付していただいたということなんです、今回は、徴収猶予あるいは換価の猶予等について毎月の分割納付方法ということを条件にして、明確に条例化したものでございます。

この背景には、やはり昨年度国税のほうで改正があり、それを受けまして平成27年度に納税者の負担軽減を図るという面からも、この猶予制度を条例で定めたということになります。

2点目の猶予期間中の延滞金はどうなのかという御質問ですが、その猶予要件によりまして、免除あるいは減免ということになりますが、延滞金については地方税法により災害、あとは盗難、病気等により納付することができない場合の猶予については免除ということになります。また、事業を廃止したり、休止した場合の猶予期間については、延滞金は軽減されるということになります。

また、換価の猶予の期間中の延滞金については、財産の換価をすることにより、また一時的に納付することにより、事業の継続、または生活を維持することが困難となるおそれがある場合の猶予については、延滞金は軽減されます。

次に、3点目の徴収猶予の申し出があった例はあるかという御質問なんです、先ほど申し上げましたが、今回猶予制度の施行は来年の4月からですので、平成28年度課税分から猶予または換価の猶予等の申請が出てくるかと思いますが、今までも同様ですね、納税相談を行いまして新規滞納者をつくらない、増やさないよう計画納税を推進してまいりたいと思います。ちなみに、現在、滞納者に対しまして納税誓約書あるいは納税計画書を提出いただきまして、分割納付をしていただいておりますのは、毎月平均500人くらいの方が分納されているという状況でございます。

続きまして、固定資産税が4月に一括納入になれば、市の財源の早期確保につながるのではないかということで、それとも本市は財源が豊富でその必要はないのでしょうかという御質問なんです、御承知のように、本市の財政は大変厳しい状況であります。固定資産税が4月に一括納付されることにより、議員がおっしゃるとおり、税収入の早期確保あるいは財源確保に

つながるものと思っております。

この前納報奨金は当然廃止することによるメリットということになりますが、既に廃止した自治体の状況を見てみますと、平成26年に廃止した小山市はやはり当初の徴収率は4.9%減、しかし、最終徴収率は0.2%の増ということになっています。また、矢板市もやはり当初の徴収率は7.8%の減ということで、しかし最終徴収率は0.2%増となっているということで、廃止した年度の当初は徴収率に影響ありますが、最終的な徴収率、収納額については影響がなかったようでございます。本市においても、当然当初は徴収率が下がるとは思いますが、最終的な収納額等については影響がないものと信じております。

次に、徴収率が一向に上がらないが、実効性のある徴収方法は整ったのかということなんです。徴収率については実効性のある徴収方策というのはなかなかありませんが、特効薬もありませんが、やはり滞納者に対して、徴収については地道な交渉あるいはその積み重ねが収納につながるのではないかなと思います。今後も支払い能力があっても納税義務を果たさない納税者に対しましては厳しく滞納処分を行いまして、収納率のアップを目指して取り組んでいきたいと考えております。

また、滞納については、その滞納の額が小さいうちに摘み取っていくということが重要ですので、現年分の新規滞納をつくらぬよう、増やさぬよう、それを基本といたしまして徴収の推進を図っていききたいと考えております。

次に、1期目に一括徴収になれば1回で済むことから、税務の効率化につながっていくのではないかなということですが、当然一括徴収になれば、1回の消し込みで全納していただいていますので、事務の効率化ということになると思います。しかし、今回、前納奨励金を廃した場において、前納できる納付書も同封いたしますので、これまでどおり、前納で一括納付することはできるように対応したいなと思っております。今、前納した方が期別が変わるという方が、ほかの市町村の税金の5%、8%減ったということをご参考にしますと、全期前納から期別に移る方が5%、8%ということですので、その消し込み等についてはそれほど数が増えないかなと考えております。

また、事務的なことから言いますと、報奨金を交付することによって、その報奨金の伝票等の作成等が随時ありますので、これについては事務の軽減が図られるのではないかなと思っております。

続きまして、前納報奨金の交付制度については、中山議員が言われるとおりの、地方税法に規定しておりまして、条例でも前納報奨金を交付することができるということとなっている制度でございます。今回、この制度を廃止することによって、納税者の方の心情を逆なですのではないかなということですが、これについては、納税者の方の御理解を得ていかなければ

ればなりませんので、今後、前納奨励金が廃止になった場合には、市外納税者に対しまして約2,000人いますが、今年度中にその廃止の通知をしまして周知する予定でございますし、お知らせ版あるいは広報等においても、市内滞納者に対しましては周知徹底いたしまして、御理解を求めていきたいと考えておりますので、ぜひこの廃止について御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今、苦しい答弁の部分もありました。それで、私、納得したわけではありませんので、この議案の質疑があった後、議長のお許しをいただきまして、反対討論を行いたい。そう思っております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴って、今回、この固定資産税全期前納奨励金の廃止等々の改正をするということでございますが、今までのやりとりの中で、それ以外のものは大体理解できたんですが、たばこ税関係については、何がどうなっているのかよくわからないというのが正直なところでございまして、8ページの現行の第16条の2ということで、巻きたばこ3級品が、例えばこれは銘柄はどんな銘柄でしょうか。

これが当分の間、1,000本につき2,495円とすると。こういうふうになっていたものが今回、削除されまして、12ページ、市たばこ税に関する経過措置ということで、平成28年の4月1日から1,000本当たり2,925円に上げると。平成29年の4月1日からは3,355円に上げると。そして、平成30年の4月1日からは1,000本当たり4,000円にすると。こういうことなんです。

その後に13ページで中段に、3級品の市たばこ税の税率は1,000本当たり430円というんですが、これは経過措置にある金額に加えるということなんですかね。これはその中に含まれるということなんですかね。この辺がわからないし、14ページの下段のほうに、やはり3級品を当該市たばこ税の税率を1,000本当たり430円にすると。ここにもあります。さらに15ページの11項目なのかな、3級品のたばこ税の税率は1,000本当たり645円にするというふうになっておりまして、16ページのこれは13項の中段の最後ですが、3級品の本数を1,000本当たり1,262円とするということなんです。これらはこの12ページの中身をこれとこれとこれとこれがこうなるよという説明なんですかね。それとも、これはまた別にいただきますというような説明なのかな。その辺、ちょっと理解ができなかったものですから御説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○**税務課長（小口久男）** それでは、平塚議員の御質問にお答えいたします。

この旧3級品というのは、旧専売公社の時代に1級品、2級品、3級品とありまして、日本たばこ産業株式会社になったときに、1級品と2級品については統合となりまして、3級品についてだけ残されまして、その3級品については6銘柄ありまして、ゴールデンバット、しんせい、エコー、わかば、ヴァイオレット、うるまがありまして、これだけが簡単に言いますと、本則課税じゃなくて、2分の1の課税になっていますよということで、先ほどの削除した第16条の2については、この特例税率を廃止しますということでございます。

次に、12ページ、13ページ、14ページにあります1,000本につき幾らですかと書いてあるところと、あと第5条の2項の関係なんですけど、第5条の2項については段階的に4年間で上げるということで、その税率について記載されているものでございます。

そして、その後の項について、1,000本につき430円ということで、これについては特例税率が廃止されまして、しかし、販売業者の方は小売業者の方は手持ちにその3級品のたばこを持っていて、安いというか税率が上がる前に購入したものでございますので、その購入について、この小売業者の方については随時その年度に申告納付するというところで書いてあります。ここに記載されております。この条件としては、4月1日現在で1万本、基準がありまして、その基準を満たしている場合には申告してくださいというものの税金となります。

以上でございます。

○**議長（佐藤昇市）** 7番川俣純子議員。

○**7番（川俣純子）** 1点だけ教えてもらいたいんですが、固定資産税の全額納付報奨金がなくなるというのは、痛手がある人は少ないかもしれませんが、それを狙ってやっているわけではないが、そのために全額納付してくれてくれた方はいっぱいいると思うんです。それを減らすということは、あまりいい政策ではないのかな。ただ、お金を出すということですから減らしたい、減額したいということで報奨金をやめたいと思うなら、逆に固定資産税をその報奨金の半分ぐらい減額するという案はできないのでしょうか。もともともらうより少し下げて、全額納付してもらおう。そうすると、余分なお金は払わなくて、市民にとったら得しているような気がするし、市としては得している。それこそ大岡越前の裁きになるような感じがするんですが、そういうことはできるのでしょうか。いかがでしょうか。

○**議長（佐藤昇市）** 小口税務課長。

○**税務課長（小口久男）** 今回、全期前納報奨金を廃止するに当たりましては、先ほども申し上げたんですが、全期前納から期別に変わる人が4%から5%ということで、それほどほかの市の額を見てもみると、多くないということで、やはり全期前納している方は当然、報奨金がなくても95%前後の方が前納してくれるという状況のようでございます。

また、御質問の固定資産税をその分減額できないかということなんですが、やはり税については地方税法に基づいて課税しておりますので、減免できる規定については、いろいろな災害等云々ということがありますので、報奨金に見合った減免ということとはできないことでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 報奨金に関してはできないかもしれないですけど、固定資産税を微妙に下げていくということもできるんじゃないですか。何と言っても、水道料も高いし、いろいろな料金が高いまちなので、せめてどこかで安い部分をつくってあげなければ、総額的に支払うものが大きく、主要都市まで遠いとか、インターまで遠いというこの地域で、市民にメリットを見出すためには、何かこっちも考えるべきことがあるのではないかと。

だから、もう条例もできているので改正はすると思うんですけど、今後、どういうふうに変えていけるかというのを考えていったらどうでしょうか。周りの市町村がどうこうではなく、市独自のでもうちょっと考えられないのかなというのは、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 先ほどからありますように、税に関しては地方税法にのっとってやっておりますので、それについて課税標準額というんですかね、減免云々、下げるということはできないのかということなんですが、これについてはなかなか、そういう特例等をやれば、当然交付金等に影響しますし、いろいろな面で影響しますので、また、同じように何回も言うようですが、地方税法を基本に課税等を行っておりますので、その税に対して減額、少なくするということはできないと思っております。ほかの面で、いろいろな面での奨励金等について考えていくべきではないかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） ただいま上程中の議案第8号 那須烏山市税条例の一部改正の中で、第70条を改正し、固定資産税の前納報奨金の交付制度を廃止することに反対をいたします。

では、その反対理由を申し上げます。まず1点。ただいま説明された前納報奨金廃止理由の1つに、自主納税が浸透し、多くの納税者が納期限内に納入していることを挙げられました。果たしてそのとおりでしょうか。合併後10年間に徴収断念した不納欠損金額は14億6,000万円、さらに今も滞納繰越額8億円余を抱えている中であって、自主納税が浸透したとは全く認められません。そのあかしに、本市税徴収率は県下最下位グループの不名誉な記録を今も脱却されておられません。

2点目を申し上げます。市長は前納報奨金を廃止し、経費削減を図りたいとのことですが、その前にやるべきことがあると思います。まず、各種滞納繰越金8億円の徴収に全力を注ぎ、市の財政財源確保に努めるべきであります。これまでの膨大な不納欠損金およそ15億円や、現在抱えている滞納繰越金の実情、善良な納税者へ何と説明できるのでしょうか。

3点目を申し上げます。市長は県内ほとんどの自治体が前納報奨金制度を廃止していることを挙げられました。ほかの自治体は本市と違いまして、既に高い徴収率を誇っているからこそ自主納税が浸透したとして廃止したものと思っております。

このことにつきまして、さらに申し上げますが、よその市町村が廃止したからといって、それにならう必要があるのでしょうか。本市では既に、よその市町村にない住民サービス制度を設けたり、小中学校によそに先駆けて空調設備を6億円もかけていち早く改善するなどしながら、市民を優遇しているところでもあります。このように、大谷市長がよそに先駆けて優遇措置を実施できるのも、その財源は善良な市民の納税にあることは忘れてはならないものと存じます。

今回、前納報奨金制度を廃止したからといって、これまで納税していた納税者が滞納につながることは考えられません。その理由に、前納している納税者は既に高い納税意識を持ち備えた善良な納税者であるからであります。

私は今から4年前の平成23年9月、市県民税の前納報奨金を廃止した際も、廃止しては普通徴収納税者が不利になるとして反対いたしました。そのときの市長の廃止理由は、特別徴収の納税者には前納報奨金の優遇措置がないから、普通徴収と特別徴収の均衡を図る上からも廃止するとのことでありました。果たしてこれで普通徴収、特別徴収の均衡が図られたと今も思っているのでしょうか。

市長、御存じのとおり、普通徴収も特別徴収も第1期目の納税はそろって6月に始まりますが、普通徴収納税者の最終納期は翌年の1月、特別徴収納税者は5月分給与からの天引きで完

納であります。つまり、普通徴収より特別徴収のほうが4カ月おくれで完納してもいい制度に定めていることから、特別徴収の納税者が明らかに優遇されているわけであります。市長には、この不均衡な納税制度をいかに説明されるのでしょうか。このことからしても、市県民税の前納報奨金制度を復活させるべきと思っております。

さらにもう1点申し上げます。厚生労働省が管轄する国民健康保険では、掛け金、年金を一括前払いにすれば、2.1%割引、2年分前払いすれば4.2%割引の優遇措置を講じながら納付率向上に努めているところであります。このことからして、国民健康保険税についても前納報奨金制度を復活すべきと存じます。

以上申し上げましたが、前納報奨金制度は地方税法上も認められた制度である上、納税者に対する市からのささやかな御褒美であり、謝礼とも考えられます。その善良な納税者に対するわずかな報奨金制度を廃止していいのでしょうか。

以上の理由からして、議案第8号中、報奨金を廃止することに断固反対をいたします。議員の皆様方には私が反対する趣旨を御理解いただきまして、ぜひ御賛同くださいますよう心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第8号については、原案どおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第9号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 議案第9号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減免申請期限について所要の改正を行うものであります。改正の内容であります。国民健康保険税の減免の申請期限を納期限前7日までから、納期限日までに見直すものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、命によりまして議案第9号の補足説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど議案第8号で市税条例等の一部改正がございましたが、こちらの中で税務課長のほうから御説明がありましたとおり、地方税法等の一部改正により、これまで減免申請の期間を納期限7日前までだったものを、今回、納期限までにするものです。こちらは、国民健康保険税につきましても、ほかの市税と整合性を図るために今回改正するものでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この条例の中に特別徴収による云々とありますが、この国民健康保険税徴収の中で、特別徴収されている納税者が現にいるのでしょうか。また、どういう納税者がこの特別徴収になるのか。その辺のところをお伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 国民健康保険税の関係ですので、税務課のほうから答弁したいと思います。

今、国民健康保険税の特別徴収を納付している納税者はいるのかということなんですが、国民健康保険税については国民健康保険税の特別徴収を納付している方については、国民健康保険加入者の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯である場合には、世帯主の年金から国民健康保険税を差し引くこととなっております。実績から言いますと、特別徴収しました平成

26年度については、特別徴収の世帯数は853世帯で特別徴収を行っています。これは加入世帯の17.5%になります。また、特別徴収税額は約8,000万円で収入額の9.7%となっております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第10号 那須烏山市災害見舞金等支給条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 議案第10号 那須烏山市災害見舞金等支給条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

本案は、災害時における被災者の支援を目的として公益財団法人栃木県市町村振興協会が事業展開をいたします栃木県及び県内市町と共同で造成をする被災者再建支援基金より、被災者が支援金を受けることとなった場合においては、当該受給を受ける者を本市の災害見舞金の支給対象から除く規定を追加することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命により、那須烏山市災害見舞金等支給条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

まず、那須烏山市災害見舞金等支給条例でございますが、これは市単独で設けている見舞金制度でございます、まず、種類が3種類あります。災害見舞金、負傷見舞金、死亡弔慰金ということで、災害見舞金については災害により住家、住家は現実に居住の用に供している家屋ですね、に被害を受けた場合、火災による全焼または地震等による全壊、または流失した場合は、1世帯当たり10万円。半焼または半壊だった場合は、1世帯当たり5万円。床上浸水は1世帯当たり2万円。負傷見舞金については1カ月以上の入院を要する負傷をした場合、1人当たり2万円。死亡弔慰金については、災害により死亡した場合、1人10万円を見舞金として支給する条例でございます。

これらの支給の要件としまして、災害救助法の適用になった前回の東日本大震災、そのときのように、その中で全壊した家屋とかそういうものが被災者生活再建支援法に基づく再建支援金、これは最大で300万円まで国から支給されるものでございますが、これの対象になった場合は支給しないという要件になっております。

これらについて、被災者再建支援法、これらについて平成24年の5月に発生しました茨城と栃木の竜巻災害、これにおいては、茨城県は対象になったんですが、栃木県は各市町において10棟以上の全壊家屋という要件に達せずに適用されなかった。国の被災者生活再建支援法の対象にならなかったということで、そのときに先ほど市長が説明しましたように、栃木県単独の栃木県被災者生活再建支援制度の運用が平成25年4月から開設をされました。

それ以降、平成25年のその年の9月に、矢板市、塩谷町等で鹿沼市も含めて、やはり大規模な竜巻災害が発生しましたが、この場合には隣接でも災害救助の適用になるところがなく、やはりせつかく5カ月前に運用が開始された県の被災者生活再建支援制度の該当になりませんでした。

そのようなことから、これらについて制度の見直しを行いまして、支援法の適用の有無にかかわらず、住宅の全壊、大規模半壊、1世帯以上の自然災害のときにもこの県の制度を適用するというふうに制度の要件の緩和が図られたわけでございます。

本市の条例でございますが、先ほど説明しましたように、国の被災者生活再建支援法が支給されるときは、この見舞金を支給しないということで、1ページをごらんいただきたいんですが、この場合、第5条第2項のところ、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金が支給されることを1号として、2号追加として公益財団法人栃木県市町村振興協会が設置する被災者生活再建支援基金による支援金が支給されることを加えさせていただくものでございます。そのように条例を改正したいということで提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、課長から、被災者生活再建支援法、国の被災者生活再建支援金は最大で300万円というお話でした。その第2項の2、県の同じく被災者生活再建支援金は最大幾らなんですか。それを教えてください。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 先ほど説明が漏れてしまいましたが、国の生活再建支援制度と同じ金額でございます。基礎支援金が全壊か半壊、解体等をした場合100万円。大規模半壊が50万円。加算支援金として建設、また購入した場合200万円、補修の場合100万円、賃貸の場合50万円ということで、国から出される支援金と同じ同額が県の支援制度になっております。

以上です。

○9番（久保居光一郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第11号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第11号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、新市武道館の建設に向けて設計等事務を進めているところであります。今後、予定をしております県との開発許可等の協議を円滑に進めるために、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 命によりまして、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、詳細の説明をさせていただきます。一部、市長の説明とダブる部分

がありますが、御了承願いたいと思います。

新武道館の建設につきましては、現在、平成28年度の建設に向けまして設計業務のほうを進めているところですが、建設予定地の市民公園及び市民駐車場につきましては、あわせて約5,000平米あり、県土木事務所の開発許可の協議が必要な面積となります。

県土木事務所の開発許可の除外の適用を受けるために、その根拠となります設置条例等があると、協議がスムーズに進められるため、今回、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、次のページ、1ページをお開きいただきたいと思います。那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の中の別表第1でございます。運動施設の名称及び位置関係でございます。名称は、現在、休館しております那須烏山市南那須武道館を那須烏山市武道館とし、位置は岩子141番地を大金240番地と改正するものであります。

次に、別表第2でございます。運動施設の利用時間等でございますが、利用時間につきましては、今回、建設予定地は住宅地に近いこともありまして、烏山武道場と同じ8時から21時30分までとして統一を図るものでございます。

続きまして、次の2ページでございます。別表第3、運動施設の名称、時間、使用料でございますが、名称及び使用時間につきましては先ほど御説明したような形で統一をするものでございます。使用料につきましては、烏山武道場と整合性を図るため、1時間500円とするものでございます。なお、この条例の施行日につきましては、附則中の教育委員会規則に定めるものとする改正でございます。

何とぞ慎重審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてでございますが、これは今、提案の理由に示されましたように、新たな武道館の設置に伴う現行を改正する内容だというふうに思います。

そこで、これから県の開発協議を進めるためにこのような条例改正をするというような説明だったというふうに思うんですが、開発行為の開発協議ですね、それを進めながら、これから建設に向けていろいろ進めると思うんですが、おおむね事務局としてはどのようなスケジュールでもって武道館建設並びにこの条例のとおり、運用規定を実際に使うというような考え方を持っているのか。入札の予定時期、工事期間ですね、完成時を大体どのぐらいに考えている

のか。その辺の見通しについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 開発許可の手続につきましては、事前に二度ほど県の土木事務所との協議を済ませておりました。今のところ、根拠となります条例の改正等があれば除外は申請だけで、ある程度向こうで技術的なものの検査をすれば、適用除外のほうは受けられるという見込みであるということで回答を得ております。

この後の武道館の建設につきましては、現在、設計とスケジュールの調整をしているところなのですが、市といたしましては、平成28年度中の建設を予定いたしまして、平成29年の3月の完成を目指して努力したいと思っております。入札等につきましては、年度が変わりまして早々に実施して契約等を済ませていきたいと思っております。おおよそ工事期間は10カ月と設計業者のほうから聞いております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第1号から日程第13 議案第4号までの平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、水道事業会計補正予算（第3号）の4議案については、いずれも補正予算に関するものでありますから、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）
について

◎日程第11 議案第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第12 議案第3号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第13 議案第4号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第1号から議案第4号までの4議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第4号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号は、平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてであります。平成27年度の一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ2億879万7,000円増額し、補正後の予算総額122億2万4,000円とするものであります。

今回の補正は、台風18号の影響に伴う平成27年9月関東・東北豪雨による災害復旧費や平成26年度事業の精算に伴う償還金に係る予算の計上であります。なお、人件費につきましては、人事異動に伴う精算について、今回措置をいたしております。

また、平成27年度で契約期限が到来し、平成28年度以降の新たな契約を進める必要がある放課後児童健全育成事業運営業務委託、一般廃棄物収集運搬業務委託及び英語コミュニケーション推進事業ALT業務委託の3事業につきましては、今回、それぞれ平成30年度までの債務負担行為を追加補正するものでございます。

主な内容につきまして御説明を申し上げます。まず、歳出予算であります。

議会費は先ほど申し上げました人事異動に伴う人件費の精算であります。

総務費は、総務管理費といたしまして顧問弁護士委託料を計上いたしました。

市有財産管理費は、旧向田小学校の屋根防水修繕等の費用であります。

市有財産整備費は、大金駅前駐車場舗装改良に伴う工事費用であります。

行政情報化推進費は、庁内複合機のコピー料に係る費用や社会保障・税番号制度システム設計に伴う業務委託であります。

各選挙費は、執行終了に伴う精算でございます。

民生費は、特別障害者手当等支給事業費といたしまして、支給額の改定と対象者増による追加費用であります。

臨時福祉給付金事業費は、平成26年度実施をいたしました給付額の確定に伴う償還金であります。

障害者福祉事業費は、平成26年度事業の精算に伴う償還金であります。

障害者総合支援事業費は、障害者の療養介護医療費と、障害児支援事業費の利用者増に伴う扶助費の増額であります。

母子福祉事業費は、現在、中学3年生まで拡大しておりますこども医療費助成の不足が見込まれるために、扶助費の増額を行うものであります。

各保育園の運営費につきましては、必要な備品類や消耗品類、また施設の小破修繕に係る費用でございます。

生活保護総務費は、平成26年度生活保護国庫負担金の精算に伴う償還金であります。

生活保護扶助費は、医療扶助費の増加と介護保険施設入居者の増加による扶助費の増額であります。

衛生費は、予防事業費として、高齢者予防接種のうち、インフルエンザ及び肺炎球菌の受診者増加に伴う業務委託料の増額でございます。

一般廃棄物処理基本計画策定事業費は、策定委員の報奨金及び計画書印刷に係る費用であります。

農林水産業費は、農林振興費として県の補助を活用した担い手への農地集積、集約化を推進するための補助金を増額するものでございます。環境保全型農業直接支払支援対策事業費といたしまして、有機農業等の環境保全型農業に取り組む組織等を支援するための補助事業の追加補正でございます。

担い手経営発展支援事業費は、集落営農組織化、または農業経営法人化をする団体への支援として助成を行うための費用でございます。

県単独土地改良事業費は、かんがい排水施設として整備している滝田地区の水路敷設工事について、工事内容の追加及び工事単価の上昇に伴い増額補正をするものであります。

市単独土地改良事業費は、塩那台土地改良区が実施する農道修繕及び烏山土地改良区が実施をする用水路改修に対する事業費の半分を助成するための費用であります。

農村改善センター運営費は、本年度実施をしております大規模改修にあわせ、老朽化した会議室の机、椅子等の備品を購入するための増額であります。

商工費は、観光振興費として、まちなか観光マップ及び観光パンフレットの「るるぶ」の増刷に係る増額補正であります。また、当初予算で措置いたしておりましたプロジェクトンマッピング事業交付金は、事業の変更に伴い、イルミネーション事業交付金へ予算の振り替えを行いました。

一般観光施設整備費は、神長地内の観光施設への水道給水管の敷設を行うための工事及び諸経費を計上するものであります。

土木費は、道路維持管理費といたしまして、台風18号の影響により行う道路維持補修のための追加費用でございます。

道路保全費につきましては、道路排水施設整備といたしまして、JR野上アンダーの排水流末処理を行う内容でございますが、予算につきましては、事業内で支出科目を振り替えることにより対応いたしました。

道路整備事業及び辺地道路整備事業につきましては、この事業の精査による支出科目の振り替えを行っております。

中心市街地整備事業費は、現JRバス関東烏山支店敷地の用地取得を行った後、隣接地へ侵入防止や周辺景観に配慮したフェンスを設置するための工事費用でございます。

教育費は、教育委員会事務局費として5年ごとに見直しを進めている教育振興ビジョン策定に伴う費用等の計上を行いました。

教育情報ネットワーク整備事業費は、次年度から使用いたします新たな江川小学校校舎にネットワーク機器を移設し設定を行うための予算計上でございます。

小学校管理費といたしまして、次年度から使用する新たな江川小学校校舎に備品を搬入する費用や、児童用の備品を新たに購入するための予算計上でございます。

荒川小学校費、江川小学校費、境小学校費は、労働者派遣法の関係から、1学期以降、スクールバス運転業務を嘱託職員賃金で対応している経費について、3学期分を措置をするものでございます。なお、予算上は支出科目振替として対応いたしました。

烏山小学校施設整備費は、校舎の放送設備の改修を行うための工事費用でございます。

中学校管理費は、非常勤講師として学校に配置している嘱託職員の賃金等を計上するものであります。

烏山中学校費、南那須中学校費は、小学校同様、スクールバス嘱託職員運転手賃金を支出科

目振替をするものであります。

烏山公民館施設整備費は、烏山公民館の屋根が雨漏りをしておりますことから、改修工事を行う費用を措置するものであります。

災害復旧費は、農地災害復旧事業費といたしまして、平成27年9月関東・東北豪雨により、田2カ所、畑1カ所ののり面崩壊により、復旧を行うための費用でございます。

農業用施設災害復旧事業費は、同様に水路2カ所の崩壊等を復旧するための費用であります。公共土木災害復旧事業につきましては、同様に道路1カ所、水路2カ所の復旧を行うための費用でございます。

歳入予算につきまして申し上げます。

普通交付税は、額の確定による増額でございます。

分担金及び負担金は、災害復旧事業に伴う地元負担金であります。

国庫支出金及び県支出金は、事業変更に伴う組み替えや事業の確定に伴うものでございます。繰入金は、市有施設整備基金繰入金として烏山公民館施設整備費に充当するものでございます。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、東京都豊島区小林昌彦様、神奈川県川崎市富岡和男様、このほか2名の匿名様から寄附金をいただいております。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第でございます。

議案第2号は、平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出を、9,298万3,000円増額し、補正後の予算総額40億5,996万7,000円とするものでございます。

主な内容は、職員人件費の増額、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等療養給付費、高額療養費の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の増額及び人間ドック検診補助金の増額でございます。これらの財源は、職員人件費については一般会計繰入金をもって、その他については諸収入をもって措置をいたしております。

なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第3号は、平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ92万円増額し、補正後の予算総額を1億1,052万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、老朽化した配水管等の漏水に対応するための修繕料であります。なお、

財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第4号は、平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的支出を292万7,000円減額し、補正後の予算総額を5億4,754万8,000円とするものでございます。

なお、主な内容は、人事異動による人件費の減額によるものでございます。

以上、議案第1号から議案第4号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これだけしゃべらせてもらいたいと思うんですけども、放課後児童の健全育成事業についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1つは、この費用の算出になりますけれども、費用の算出は人件費、法定福利費、保険料、燃料費とこの前、いろいろあれしたので、事業費という中身がどんなものなのかなということですね。

それと、もう一つは、一般競争入札の参加資格者に登録されていない方が、今回、未登録の団体は、新しくその審査を受けることによって参加ができるというようなことが書いてございまして、これは当然多くの皆さんにいろいろなプロポーザルしていただいて、いいところを吸収しようと、そういうところを審査しようと、こういうようなことなのではないのかなと思いますけれども、その辺のいきさつをお知らせいただきたいというのと、あとはこれ、11月20日に、プロポーザルの参加申し込みの提出期限だったということで、2つに分割したんですが、参加者が1人だということであれば、同じような話なのかなと。ただ、何社かいるのかなというのと、先ほど言った追加で参加した人もその中に入っているのか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 斎藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいまの御質問でございますが、事業費については大きな事業というのではなくて、放課後児童の中でちょっとした負担をいただいてやっている、そのようなものでございます。

未登録の団体については、御指摘のとおり、新たに申請していただければ、それは可能になっております。

2団体にした理由につきましては、いいところというのもございますが、今まで1団体が占

有するよりも、複数の団体が参加できるように、地区を2つに分けて、いいところがあればそのいいところの分ということで、2つの団体が入ればいいのではないか。そのような提案もございまして、そのようなプロポーザルをしたわけでございます。

現在の状況ということでよろしいでしょうか。（「提出期限が過ぎていますよね」の声あり）提出期限がもう来ております。提案書の締め切りはもう間もなくなんですけれども、申し込みのほうはもう締め切っております。一緒でございます。1団体でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） せっかくこうやっていただいたんですが、1団体ではちょっと寂しいなというふうに思いますけれども、事業を運営する、事業とかこういうことを運営するに当たりましては、建設業とかそういうものは例えば近くに工事をやっている、本社経費、現場経費とか一般管理費等といろいろあるんですけれども、その経費が合算されまして、入札で通った価格より、契約するとき安くなると。こんなようなことに普通はなっているんですね。その辺の考え方がこういうものについても分割するということは、経費を別枠で計上するわけでしょうから、1社ということになると合算経費の計上みたいな形でプロポーザルを受けて、お金はこうなんだけど、その辺のところをしっかりとしないと、二重計上になってしまうのかなというふうに思うんですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 今回、2つの地区に分けたわけでございまして、そこには共通する経費として絶対必要なものというのがあると思いますので、それは重複して見ております。1団体になればそこが縮小される。そのように考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） その辺はここに情報公開、また個人情報保護条例等に基づき対応するとなつて、いわゆる情報開示されたときに、きちんと説明ができるような形でお願いをしたいと思います。でも、1社だったというのはちょっと残念だなと。ただ、こういうふうに広く募集をするということは非常にいいことなんだなというふうに思っておりますので、今後もこれに懲りずにどんどん広げられればいいなと思っております。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） 18番 平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 一般会計の補正予算について何点か御質問したいと思います。

まず、14ページの運転免許証自主返納支援費というのが20万円載っていますが、これはどんなふうの使用を予定しているのか。なおかつ、今までこの自主返納されたのは、制度発足以来おおむねどのぐらい返納者があったのか御説明いただきたいと思います。

次、16ページでございますが、民生費の中で社会福祉総務費と障害者福祉費があるんですけど、障害者福祉費のほうは障害者総合支援事業費ということで2,235万1,000円とあるんですが、その上段の社会福祉総務費、こちらのほうは特別障害者手当等支援事業費ということで102万5,000円あるんですが、この障害者総合支援事業費と特別障害者手当等支援事業費というふうに分かれているんですが、これはどんな分け方なのか。単純にそういう質問なんですけど、御説明いただければというふうに思います。

18ページでございますが、農業振興費の中で、人・農地問題解決加速化支援事業費というのが314万6,000円減額になっております。この人・農地問題解決というのはどういう問題があって、それをどのような解決をする事業なのか。なぜこれ、減額になったのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

次、20ページでございますが、これは道路維持費なのかと思われませんが、道路維持管理費の中で、野上のアンダー、これは排水の工事だと思うんですが、の改良工事の話が出たかなと思われるんですけども、この野上のアンダーの工事は、おおむねこれは国道のアンダーでございますので、管理は県土木かもしれませんが、県の事業にもかかわらず、市のほうで負担する理由ですね。なおかつ、この工事はいつ頃までに完了して、これが完了すれば294号線の法線の付けかえというような日程になるのかなというふうに思われるんですけども、その辺のこの工事及びこの工事の後の見通しですね。どんなふうにご検討おられるのか、説明を求めたいと思います。

次に、21ページ、土木費の中で都市計画整備費中心市街地整備事業費840万円でございますが、先ほどJRバス関東の跡地を取得して、それに伴う工事の費用だということなんですけど、具体的にはもう一度どのような事業を進めるのか。それについてはどのぐらいの期間をかけていつごろまでに完了すると。こういう内容なのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 14ページ、運転免許証自主返納者支援費ということで20万円計上させていただきました。当初予算は30万円でございます。これは本年10月から1人当たりのタクシー券、また有償バスの利用券等ですね。それで2万円でしたのが1万5,000円ということで引き下げをさせていただきました。

既に平成22年からですが、今現在で146人の方が返納されて、この支援制度の対象になっております。これらについては、そのタクシー券並びに市営バスの利用券等をお渡しするだけでは、うちのほうの支出はございません。実際に利用して、タクシー会社からそれらの利用

分の請求を私どものほうに上げていただいておりますので、申請交付されてから2年間以内の間に使用してもらおうということになっております。

現在、予算残額も5万9,000円ということで少なくなってきましたので、今回、20万円、まだ利用者が増えるだろうということで請求をさせていただきました。高齢者の交通事故防止ということで、やはり免許証を返納してもらおうのが、今でも逆走事故とかいろいろありますので、いい対策になっているのではないかと。そのように自負をしております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 予算書16ページの特別障害者手当等支給事業費102万5,000円でございます。こちら、どうして特別障害者ということかという点からでございますが、こちらにつきましては、身体、それから精神に重度の障害がある者で、常時介護が必要な方に対して、障害者手当を支給しておりますので、こちらにかかるものということで通常と分けまして特別障害者手当という名称を使っております。

今回、102万5,000円の補正の理由につきましては、新規に認定者が出たこと。それから、手当の額が改定がされたということで今回の補正に至ったものでございます。

それから、もう一つ下段に行きまして、障害者総合支援事業費2,235万1,000円でございますね。こちらでございます。こちらにつきましては、障害者療養介護医療費ですね。それから、地域生活支援事業、自立支援事業と、障害児支援事業ということで、いわゆるくれよんスクール、くれよんクラブ等の対象人員等が増えたということで、4つの事業が今回、所要額が増えた関係上、2,200万円の増額補正ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 私のほうからは、18ページの農業振興費の中の人・農地問題解決加速化支援事業費の314万6,000円の減額について御説明いたします。

まず、こちらの事業の内容でございますが、平成25年から、人・農地プランという制度ができておりまして、そちらに関連した関係でこのような名前の事業費となっております。具体的な内容でございますが、まず、1つですね。この補助金の中から那須烏山市農業再生協議会推進費ということで、そちらのほうに補助金を出しております。

その中で、当初再生協議会として立ち上げるときに、市の予算どりとして270万円、こちらを一般財源のほうから計上しておりました。実際には、この補助金で全部賄うことになっておりまして、実際のことしの交付決定額が495万4,000円となっております。もともと270万円として計上しておりましたものが、予算書上、必要なかったんですが、そのまま残

した形になっておりましたので、その分を減額ということになっております。

それから、40万円さらに減額なんですが、こちらはその下に同じ農業振興費の中にあります担い手経営発展支援事業費、こちらのほうに補助メニューの変更に伴いまして40万円を組みかえることになりました。それで、そこでプラス40万円の減額ということで、合計で314万6,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 20ページの道路保全費について説明いたします。

現在、国道294号線の野上アンダーの排水工事について県のほうで工事を実施しております。将来的には市のほうにそのアンダーについても移管になるわけなものですから、その排水の流末のところ、主に排水は道路敷を通っているわけですが、個人の土地を一部買収するというようなことで89平米ですね、将来的に市の所有になるので市のほうで買収するというようなことで、139万8,000円ほど計上してあります。

この国道294号線と警察署前通りが平成29年の3月に移管になるというか交換になります。現在、県のほうではこの野上アンダーの工事を行っていますし、市のほうでは道路台帳の整備を行っているところです。

21ページを中心市街地整備事業費の840万円についてなんですが、これは現在、烏山駅前が進められていますJRバス関東の解体工事に伴うものです。解体工事が11月16日から始まっています。周りをコンクリートの板でコンクリートの柵板というんですかね、そういうので現在なっているわけですが、それをもうかなり古くなっているものですから、今度、市のほうに引き継いだときには、目隠しのフェンスをするためのものです。これはこれから補正をとってやるものですから、来年の平成28年3月までには終わらせたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ただいま上程中の補正の中で、19ページに観光費の中でちょっと聞き漏らしたのが、観光振興のふるさと観光支援活性化推進事業費の「るるぶ」の増刷かもしれませけど、関連してまことに申しわけないんですが、この事業内容もどんなふうになったのか。改めて再度聞きたいと思います。

山あげのお祭りの関係で、9月の誰かさんの一般質問で、やはり非常にことしのお祭りが寂しかったと。特に駅前なんかはお出迎えをしたにもかかわらず、どこでお祭り、何の祭り会場だったかわからなかったとか、そういう結構ほかから来た人からも不評があったということで、去年はアキュムの関係で春の山あげやったんですね。ことしもやるのかなという、そういう期

待を持った人も非常に多かったと私は聞いております。

今まで私の記憶の中で、旧烏山時代に、ちょうど2000年ということは平成12年でしたね。全町屋台のパレードをやっております。その後、合併してから平成18年、これは市制発足の次の年、平成18年に1回やっております。

次、2回目は合併後、この八雲神社の神社ができて450周年祭とか何とかという、それに絡んで全町屋台パレードをやったと。最後の3回目は皆さんも御案内のとおり、烏山線開業90周年事業として全町屋台をやって、非常に内外からこの全町屋台のすばらしさというか、観光に来ていただいた方の評価は高いということで私も聞いておりますし、実際に我々議員も各町の屋台をひきに入らせていただいた。こういう経過もあるんですが。

実は、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、ことしあたりはそういう前年祭とか、ユネスコ無形文化遺産登録に向けての全町屋台というのを要請していたのか。あるいは全然そういうのは考えていなかったのか。また、来年に向けて、来年は必ず、来年の今ごろは決定される期間ですよ。それに向けて来年の山あげ祭に全町屋台をやってみたいとか、やろうじゃないかという、そういう意気込み、それは今から来年の当初予算に向けてのやはり時期ですから、山あげ保存会等々のこれから協議も何回か来年のお祭りに向けてあるかもしれませんが、そういうときに、今から来年に向けて全町屋台パレードあるいは子供神輿のパレードも含めて、お祭りを盛大にユネスコ無形文化遺産登録の決定の年ということでやったらよろしいのかなと思って、これ、関連になりますが、その辺についての考え方がありましたら、ひとつ市長、来年度の予算の計上に考えていただけるかどうか。市長の考え方も聞きたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今年度につきましても、山あげ保存会あるいは各役職員、自治会長、あるいは若衆さんとの協議も持ちながら、そのような検討もしてみたんですが、結果としては今年度については事業を行うことはちょっと断念をした経緯がございます。ただし、今、議員も御提案のように、来年の11月に予定をされております。そのようなことにつきましては、まずは実行委員会なるものを官民立ち上げて、この仕掛けづくりを対応していきたいと思っています。既にこの地元の会長さん初め御意見等も聞いております。またさらに、若衆さん、実際にこの実行部隊となる若衆さんの意見も若干、やっぱりこの円満にやるためには、そういった各種団体の円満な会議が必要でございますので、そういった分野に分けて行ってまいりました。

今までの90周年あるいは合併直後の屋台あるいは春の山あげ、いずれも成功でございますので、そのようなところから来年の山あげ祭のユネスコ無形文化遺産登録に向けたイベント等

については、山あげ祭をやるか、あるいはそういった屋台を繰り出すか、あるいはいろいろとそのお神輿等の協力もいただくか、そんなところを検討させていただきたいと思います。

そして、これもこの地元の何と言いましても、自治会の協力、自治会といいますか山あげ保存会あるいは芸能部会あるいは各種団体の協力が何よりも欠かせませんので、そのようなところを円満にしかも円滑に流れるような、やはり実行委員会を組織していきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 予算の19ページの詳細ということで、観光費の中のことについて質問がありましたので御説明申し上げます。

まず初めに、ふるさと観光資源活性化推進事業というのは、次のページ、20ページの説明にありますプロジェクションマッピングを落とし、イルミネーション事業にしたということの事業でございます。

その上の観光振興費が286万3,000円ありまして、その中身が、先ほど市長のほうからも提案の中で説明したように、パンフレットの作成費でございまして、まず、需要費で31万4,000円とありますが、これが、まちなか観光マップという両面カラーの2つ折りのものでございまして、これを1万枚つくりたいと思っております。これは来賓に来た人に使えるような薄いパンフレットでございます。

次のページの20ページの委託料250万円なんですけど、これが、「るるぶ」をことし3月に補正して1万部つくりましたが、既になくなりましたので、これをまた同じJTB社に委託して今度2万部つくりたいなと思っております。10月、11月のイベント事業、そして来年の5月ごろまでの分は間に合うように、このパンフレット2種類をつくる補正でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 観光振興の事業の関係は今、課長の答弁で了解でございます。

市長の山あげ関係の答弁では、前向きな来年度に向けて、まず、各町内の機運を高めてみたいということで、来年は期待が大いにできるのかなと思ったところでもあります。そのときには、提案になりますが、全町屋台をやるということになりましたならば、各小学校あるいは中学校の子供たちにぜひこの屋台の引き回しの綱に入っていていただいて、引いてもらいたいなということは、将来に向けて、この地を離れても必ずいい思い出としてその時期になると、必ず子供たちはふるさとを思い出してくれるのではないかなと、こういう期待を持っておりますので、ぜひともこれを実現に向けて今から来年度予算に向けても、あるいはその山あげ関係の相談といいますか、会議の中でもぜひ市長のリーダーシップで実現できるようにお願いを申し上げて質

疑を終わります。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 1点だけ質問させていただきます。3款3項生活保護費についてなんですけれども、今回、補正で3,313万1,000円補正になっております。これは今までの当初の予算からだと10%以上の補正なんですけれども、ことし、この生活保護者、新規認定者は何人ぐらい現時点でいるのか。また、現在までの生活保護の認定者、それから世帯はどのくらいあるのか。認定者人数もしくは世帯がわかればお知らせいただきたい。

それと、生活保護者、我が市に何人いるか、今お尋ねしているところでありますけれども、この世帯に対して、また人口に対して、この保護認定者率は県下で何番ぐらいに高いのか低いのか。その辺も、今でなければ後で結構なんですけど、わかったら教えていただきたい。

それから、私が思うのには、本市はやはり高齢者が多くて、少子高齢化で恐らくこの生活保護の受給世帯、受給人数もかなり多いんじゃないのかなと思うんですが、これからどんなふうな見通しを持っておられるのか。この辺についても、これは市長あたりにもちょっと答弁をいただければなというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、17ページでございます。生活保護費3,207万4,000円の補正の件でございます。こちらにつきましては、当初に対しまして3,200万円の補正ということでございますが、これにつきましては、いわゆる国、県から4分の3、国県補助金をいただいております。これを翌年度精算するということでございますので、失礼しました。こちらにつきましては、3つの項目ですね。扶助費ということで生活扶助費、医療扶助費、そして介護扶助費のほう伸びたということでございます。

そんな関係で、特に項目別に申し上げますと、生活扶助費は330万円ほど減額、それから、医療扶助費でございます。こちらが3,313万9,000円の増ということでございます。理由は入院関係ですね。それから、それに伴う手術等、そして透析とか新薬を使つての治療等が増えたということで3,300万円ほどの増額でございます。それから、3点目の介護扶助費でございます。これが生活保護者が介護施設へ入所して、それに伴う扶助費の支給ということで233万円の増ということになってございます。そういったことで、当初に比べて増額ということでございます。

それから、現在の認定状況でございます。現在はこれは平成27年10月1日現在でございますが、123世帯、173人でございます。パーセンテージで言いますと、6.21パーミル、千分の1率ですね、パーセントじゃなくてパーミルですので、6.21パーミルということになってございます。

それから、県内における状況でございます。参考でございますが、例えば平成26年度の実績からいきますと、本市においては、これは先ほどの率は10月1日現在でございましたが、平成26年度の年度末の状況のパーミルで言いますと5.80、本市は5.80パーミルでございます。ちなみに、国のほうは17.1パーミル。県のほうの率が10.75パーミルということで、本市においては国は17であります、本市は5台、県は10.75パーミルで本市は5でありますので、私どもの市は極めて低い率の生活保護の対象者というふうな御理解をいただけるかなというふうに考えております。

それから、最後に今後の見通しでございますが、やはり景気の動向が大きく左右される部分もございますけれども、もう1点は、今後のやはり高齢化ですね。高齢者が非常に多くなってくるのが想定されますので、この保護対象者についてはやはり減ることはないのかな、増える傾向かなというふうに考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員御指摘のように、少子高齢化社会、特に超高齢化社会を迎えておりまして、また、この団塊の世代があと10年後になりますと極めて超高齢化社会ということになってまいりますので、県内でも市としてはトップクラスの高齢化率になると思います。

それに従いまして、この生活保護に依存せざるを得ない世帯も残存するだろうと想定をいたしています。そういった対策は、いわば地方創生の戦略と極めて密接不可分だと私は思っております、やはり元気で長生きをして、そして、中高年でも仕事ができる。そのようなやはり健康づくり、雇用の仕事づくり、そういったところを大いに促進をしていきたいと考えています。

そのようなことによって、中高年あるいは女性の雇用が、常用雇用がこの市内に広がることによって、そういった生活も安定するものになるだろうと思っておりますので、そのようなところに努力傾注をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま課長と市長から答弁いただきました。この生活保護に関するパーセンテージ、国よりも県よりも低いということで、私は意外だなと思ったんですが、意外でもいいほうの意外でございました。ただ、前にも私、申し上げたことがあるかと思うんですが、ずっと市内を回ってみると、お年寄りの本当にもう80過ぎの御両親と息子さんとか、それから娘さん、もう60前後になる、60過ぎている息子さん、娘さん、その方が勤めていればいいんですけれども、勤めていないで、言い方はちょっと悪いかもしれないけれども、ひきこもりの形で親と同居している方がたくさんいるように見受けられます。

そういう方は親の年金に頼って何とか今のところ生活できているのかな。当然、80歳過ぎですから、いずれは親がいなくなれば今度はその方自体が生活能力がないわけですから、そういう方がごろごろ出てくる可能性があるなというふうに思うんですね。

ですから、今、高齢者の方に対しては民生委員の方や何かで行政のほうも動いて把握されていると思うんですが、また、そういうひきこもりとか、ひきこもりとまではいかなくも親と一緒に無職の状態で同居しているという方もいるかと思うんですが、そういう方たちを何とか支援して、そういう人に手を差し伸べて社会復帰させるような、そういうことも今までもやっていらっしゃるんでしょうけれども、さらに力を入れてやっていかれたのがいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが、この辺についていかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども触れましたけれども、やはりこれからは市民全員が元気で、まずはやはり市民の健康づくり、これがやはり先決だろうと思うんですね。心身ともに健康な市民の皆さん方を育成をするというのは地方創生の大きな戦略の1つだと思います。あわせて、そういった健康づくり、あるいは相談機能、高齢者のいくなればふれあいの里なんかもさらにさらに充実をしながら、いきいきサロンあるいは健康サロンを充実をして、そういったところに1人でも多くの人に参加をしていただいて社会復帰あるいは復活をなし遂げていただいて、地元での雇用を拡大をする。このようなことが、そういった対応になるのかなと思いますので、ひとつ今後とも御指導賜りながら、そういった戦略を地方創生の中に入れていきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 繰り返しになりますけれども、先ほど私が言いましたように、ニートとかひきこもり者、これは市内に恐らく100人、200人、300人という単位でいると思うんですね。民生委員の方は高齢者とか介護を受けなくちゃならない方の世帯なんかは回っていただいていますけれども、そういう方々を行政のほう働きかけて、当然ひきこもりがちですから、いろいろな行事をやっても出てきませんよ。その方たちを行政がどうやってその方たちと、またその親御さんと話し合いをして、そういう社会復帰のための活動に参加させるか。そういう人を市としても今のうちから働きかけていく、そういうまた制度を設けていく必要があるんじゃないのかな。そうすることによって、市長が言われるような健康で長生きもできるでしょうし、やがて生活保護に頼らなくてもしばらくの間生活できる、自立できるようになる人もいるかもしれないので、そういう支援体制も少し考えていただけたらなと、これは要望でございますから答弁は結構でございます。そういうことを要望いたしまして終わります。

○議長（佐藤昇市） ここで休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、一般会計補正予算のほうから四、五点お伺いしたいと思います。

まず、5ページを開いてください。ここに債務負担行為が3事業載っております。これは私、これまでの1年当たりのそれぞれの事業の債務負担行為額と今回、予算計上した3年を3分の1した額を比較したところ、これまでよりも少々高いですね。例えば放課後児童の場合は1,000万円ほど高い。一般廃棄物も1,200万円ほど高い。英語コミュニケーションも450万円、今までよりも引き上げになっているんですが、この引き上げの理由。

それともう1点は、これは毎年分割払いで委託した業者に支払うのではないかと思います。この3つのうちの放課後児童の委託金、これは過日の議員全員協議会の資料に年4回に分けて払うということがありましたから、これはわかりました。ですから、あと2つについて説明を求めます。

次に、11ページの歳入です。国庫補助金に15款2項4目、ここに個別所得補償経営安定推進事業費1,622万4,000円、これは国からいただけるわけなんです、これは多分この18ページの6款1項3目のいずれかの事業ではないかと思うんですが、ただ、この農業振興費ということで、何をもって振興させるのか。具体的な事業がありません。これについて御説明をいただきます。

それに16ページの3款1項2目です。ここの頭に障害者福祉事業費1,869万4,000円計上しました。これは当初予算でも347万円ほど計上してありまして、その当初のほうはこれは事務費ですというような説明を受けています。ならば、今回の1,800万円はどのような事業に利用するのか。これについてお伺いしたいと思います。

次に、24ページの10款5項3目烏山公民館の屋根の改修工事、これは大分さびついていて今回、この改修をするんだと言いますが、私らもちょくちょくこの公民館へ行っても、2階は高いものですから、ちょっと屋根のほうまでは見えなかったんですね。それでお伺いしたいんですが、今回、この烏山公民館については、この屋根工事が終わればあとは当分の間、改修するようないところがないのかどうか。これをお伺いしたいと思います。

それと、果たしてこれ、当初予算から今回までのこの補正の中に計上されているかどうか

からないんですが、そこで1点お伺いしたいと思います。市が管理する学校とか公園等に相当アカ松、クロ松、多行松があります。これらの松くい虫の防除費用が予算として計上されているのかどうか。例えばこの南那須庁舎の前にもクロ松があります。これは元小学校の玄関前にあった記念すべき松ですね。荒川小学校の松もこれも合併前の鴻野山小学校の玄関にあった松を移植しております。南那須中学校の正面玄関、このアカ松は約20年ほど前、卒業生が記念に植えた松です。そのほか学校には何本もありますが、あれは記念樹であるかどうかちょっと1本1本確認していません。あと私の知る限りでは、江川小学校の正面付近にも相当高価な多行松とかアカ松が植えてあります。これは本当にもう貴重な松ですし、思い出のある松ですから、ぜひ、この松くい虫から守ってもらいたいと思っています。これは今言った防除費がこれまでに予算計上されているのか。この1回、防除薬剤注入しますと、今5年ぐらいもつとされていますから、1回すればまめに細かく予算計上しないで済みますので、この辺についてもお伺いします。簡単に答弁ください。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 一番最初の放課後児童クラブの予算費についてでございますが、今回、計上させていただいたのは来年から3カ年の部分の業務委託で、単価にしますと4,800万円程度になるのかな。そうしますと、今年度が3,800万円ですので約1,000万円、今年度もっている予算については、3カ年の契約に基づくものに対して予算を課したものですので、予算が開いています。なお、今回、地区を2つに分けていますので、経費的に重複する経費がありまして若干増えております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 薄井環境課長。

○環境課長（薄井時夫） 一般会計補正予算の5ページの一般廃棄物収集運搬業務委託にかかわる債務負担行為の関係でございますが、議員御質問のこれまでより増額した主な理由ということですが、人件費の増額が主な内容でございます。県内各市町でも使用している栃木県の労務単価が2割程度増額になったことに伴う増ということになります。

また、委託金の支払い時期ですが、月末30日起票、翌日10日支払い、12回払いとなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 私のほうから、英語コミュニケーション推進事業のALTの業務委託につきまして申し上げます。引き上げの理由でございますが、平成27年度まで、今年度までは7校で6名のALTが配置されております。平成28年度からそれを各校1名とい

うことで7名の派遣を予定しているものでございます。

支払い方法でございますが、毎月の支払いということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 続きまして、11ページの個別所得補償経営安定推進事業費補助金の内訳について御説明いたします。歳出のほう、議員御指摘のとおり、18ページの農業振興費の中に入っております。この内訳でございますが、1つは農地集積及び集約化対策事業費ということで、そちらの補助金でございます。

それから、もう一つが担い手経営発展支援事業費ということで、法人化する集落営農組織とか法人化に向けたその補助金でございます。内訳ですが、こちらの後から申しあげました担い手経営発展支援事業費のほうに40万円、それから、機構集積のほうの農地集約及び集約化対策のほうの補助金に1,582万4,000円でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 御質問の16ページの中ほどでございます。民生費社会福祉費の中の障害者福祉費ですね。この中の障害者福祉事業費ということで今回1,869万4,000円の補正がございます。これにつきましては、全て国、県補助金の返還分でございます。精算に伴う国、県補助金の精算分でございます。これは前年度にやはり余裕を持って国庫、それから県費の交付を受けておりますので、それが事業費が確定することに伴って翌年度精算するものでございます。

内訳については、4つ項目がございますが、まず、1つ目、障害者自立支援の国庫補助金の返還分520万円です。それから、同じくそれにかかる県費分です。260万円。それから、3つ目が障害者医療費の国庫補助金です。これが720万円。同じくこれにかかる県補助金です。これが360万円。端数はございますけれども、この4つの項目を今年度精算で返還するための予算措置でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 御質問のありました24ページ、烏山公民館施設整備費でございます。こちらのほうは烏山公民館が建設されてから38年ほど経過しておりまして老朽化がかなり進んでおりまして、雨漏りが時々見受けられます。屋根塗装とかをしまして部分的な修理を加えていたんですが、やはり業者のほうに点検していただきましたら、完全な雨漏りを防ぐ方法がないということで、今回、現在の屋根を残したまま、その上に覆いをするようなカ

バー工法で修理をするということで、今回1,600万円ほど補正をさせてもらっております。

御質問の今後の見込みでございますが、こちらの施設のほう、最低限のメンテナンスはしないと使用者の安全も確保ができないのかなと思います。部分的な修理で済ませるよう、なるべく努力をしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 公園等で松くい虫防除費用を計上されているかということなんです。予算書を確認したところ、刈払い、あと薬剤散布ということでシルバー人材センターのほうへ委託はしております。ですので、松くい虫に特化したあれをしているかどうかというのはちょっと特定はできないんですが、なされていないようであれば、これらの予算等で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 松くい虫、私、これとても注目しているんですよ。学校、全然やっていないですね。私、このことね、もう七、八年ぐらい前かな、やはり予算計上してもらいたいということで、あの当時1回は薬剤注入したと思いますが、先ほど言ったとおり、あの当時多分3年ぐらいしかもたなかったですね。今のは5年もちますので、ぜひこれは本当にもうそれぞれの学校から移植したり、記念の松ですから、決して枯らさないようにこれは対策をしていただきたいと思っております。来年の2月のころまでにやらないとだめだな。だから、今の予算の残か何かで、さほどお金のかかる問題ではありませんのでお願いをしたいと思います。

以上です。了解しました。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 全体的に聞きたいんですけども、各事業で、人件費はかなり削減されています。それで、その削減ということは、それで約4,200万円ぐらい削減されています。ということは、誰か臨時採用されているのか。そういう予算はどこについているのか。その辺だけお聞きしたいんですが、それとも見積もりが悪かったのか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今回、人件費につきましては、人事異動とかそういうものに伴うものでの調整ということでございますが、やはり定年退職、あと中途退職者等が昨年は増えまして、かなり新規の新採用職員を上回ってしまったということで緊急で嘱託職員を雇用しております。これらについては、横断的活用をするということで、1つの課だけでの対応じゃなくである程度2つ、3つ、また庁舎全体でニーズがあるときにいろいろ柔軟に調整し合って働い

てもらおうということで、総務課のほうで嘱託職員の賃金ということで上げさせていただいております。

なお、そういうことで、新採用職員の採用人数より、定年退職者とあと自己都合、また早期退職者の数が増えてしまったということでのこの人件費の差が出ているわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 中途とか早目の退職はわかるんですけど、しょうがないと。退職者はほぼ決まっているんじゃないかと思うんですよ、計算できる金額ではないのか。そういうのを考えると、先ほどの松くい虫ぐらいの予算はすぐにぼろっと出てくるぐらいの予算が余っていませんかと思うので、やはりもうちょっと綿密な計算を今後予算をつけるときにでもしていただけるとありがたいなと思います。答弁は結構です。お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第1号から議案第4号までの4議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 平成27年度那須烏山市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてと、日程第15 議案第13号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についての2議案は、関連がありますので一括して議題といたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第14 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について

◎日程第15 議案第13号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第12号と議案第13号の2案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第12号、第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第12号は、南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてでございます。南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理、運営に関する事務につきましては、昭和56年4月のセンター開設以降、当組合の共同処理事務として執行してまいりました。構成市町の保健施設の充実、市町村合併による利用形態の変化などによりまして、センターの利用は実質的に旧烏山町のみとなっております。

平成13年度からは、管理運営の全額を旧烏山町、平成17年10月の合併以降は那須烏山市が負担をする状況となっております。さらには、平成21年度をもって准看護学校が閉校となる状況でございます。

こうしたことから、今後の施設の管理体制を検討してまいったところでございますが、平成28年4月1日から那須烏山市へ建物を無償譲渡し、施設を移管することで協議が整いましたので、南那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更するものでございます。

つきましては、この規約の一部を変更することについて、関係市町が協議をすることにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号は、南那須地区広域行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分についてでございます。先に上程をさせていただきました議案第12号と同様に、南那須地区総合健康管理センターについて、平成28年4月1日から那須烏山市へ建物を無償譲渡し、施設を移管することで協議が整いましたので、南那須地区広域行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分について、関係市町が協議することにつき、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、一括をして議案第12号、第13号につきまして上程をさせていただきました。どうか慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更につ

いて、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第13号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第14号 平成27年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行
について

○議長（佐藤昇市） 日程第16 議案第14号 平成27年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年9月9日から10日に発生いたしました平成27年9月関東・東北豪雨災害によりまして、被害を受けました農地・農業用施設の災害復旧について、市事業として施行いたしたく、土地改良法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） それでは、農政課長のほうから議案第14号 平成27年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行についての内容について御説明いたします。

こちらは、今、市長の説明にもありましたとおり、本年9月関東・東北豪雨災害によりまして、那須烏山市内でも農地及び農業用施設が被害を受けました。その中で、国庫事業に該当す

る2ページ目にあります4カ所の農地及び農業用施設について、土地改良法によりましてこの事業を施行するに当たり、議会の議決が必要とありますので、皆さんの議決をお願いしたいと思うところでございます。

なお、こちらにつきましては、本日まさにこの国庫事業に該当するという事で、関東農政局のほうと関東財務局のほうから職員がいらっしやいまして、いわゆる災害査定というのを本日受けているところでございます。こちらのほう、二、三日中に査定のほうが決まりましたらば施行に移りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 課長の説明で大体わかりました。そうしますと、国庫補助に該当するかどうかは、これから査定の結果待ちだということで、もし、補助の対象になれば、後日その補助金額をここに補正すると。そう解してよろしいのか。

さらにお伺いしたいんですが、今回、那須烏山市のこういった農地・農業用施設の災害復旧は、激甚災害の対象になる可能性があるのかないのか。

以上お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 国庫災害ということで該当することは決まっているようでございまして、その該当する範囲ですかね、そちらのほうについての査定ということになるようでございます。

それから、激甚災害のほうでございますが、こちらも去る10月に激甚災害ということで栃木県が指定されておりますので、宮城、福島、茨城とあわせて栃木ということが入っております、その中に該当しております。激甚災害での増嵩ということになるんですが、それについては1月、年明けに申請等の手続がされるようでございます。その補助金につきましては、補助金として決定して入ってくるまでには来年度になってしまうということがありまして、今回は計上してございません。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで

質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第14号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 日程第17 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。この定例会において受理した請願書は付託第1号のとおり1件であります。この請願書については、所管の経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第2号は、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後 2時58分散会〕